

郵送による特別永住者証明書交付について

【対象となる手続き】

- ① 住居地以外の記載事項の変更届出
- ② 有効期間の更新申請
- ③ 紛失による再交付申請
- ④ 汚損等による再交付申請
- ⑤ 交換希望による再交付申請
- ⑥ 「みなし特別永住者証明書」からの切り替え申請

※特別永住許可申請は含まれません

上記手続きによって交付される特別永住者証明書は、原則申請受付窓口での交付となりますが、上記の条件に当てはまる場合は、郵送による交付が可能です。

【対象者】

- ・ 本人
- ・ 本人が16歳未満の場合又は疾病その他の事由により来庁できない場合、本人と同一世帯の16歳以上の親族（配偶者、子、父母）

【要件】

申請には、以下3点の条件を満たしている必要があります。

- ① 特別永住者証明書の受領の際、申請受付窓口への来庁に著しい支障がある場合
「著しい支障がある」とは、就業、通学、介護、育児、高齢等の事情があつて、窓口の開庁時間に来所することが困難であることを示します。（就業、通学等の事情があつても、窓口の開庁時間に来所できる場合は当てはまりません。）
- ② 確実に郵便により特別永住者証明書を受領できる場合
 - ・ 直近で引越しの予定はない
 - ・ 国内にお住まいがあり、本人限定受取郵便（特例型）を確実に受け取ることができる
 - ・ 交付を希望する宛先について転送届を出していない
 - ・ その他、郵便を受け取ることが困難な場合
- ③ その他
 - ・ 特別永住者証明書に記載された住所が住民票上の住所と一致している
 - ・ 特別永住者証明書の有効期間満了日から7年以上経過していない

【申請方法】

■郵送による特別永住者証明書の交付を希望する場合は、申請時又は申請後から交付前までの間において、申請が必要です。その際は、特別永住者証明書の交付に必要な提出書類とは別に、以下のものを提出していただく必要があります。

- ① 理由書
- ② 送付用封筒及び切手（必ず申請者の氏名・住所を記入し、８６０円分の切手を貼ってください。）

※上記書類の提出は、申請時又は申請後から交付前までの間であれば郵送でも可能です。郵送での提出を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

■交付予定期間内に下記のものを郵便で送付してください。

- ① 交付予定通知書
- ② 特別永住者証明書

※新しい特別永住者証明書が届くまで、現在お持ちの特別永住者証明書のコピーを控えとして保管してください。

- ③ 交換希望による再交付申請をされた方は収入印紙（１，６００円）を貼付した手数料納付書

【交付方法】

新しい特別永住者証明書は、交付予定通知書とお持ちの特別永住者証明書が到着した後、本人限定受取郵便（特例型）にて送付します。宛先は申請者となります。

<ご注意>

交付予定期間内に上記送付書類の提出がない場合は、申請受付窓口での交付となります。交付予定期間の翌日から７営業日以降に交付予定通知書、現在お持ちの特別永住者証明書、収入印紙を貼付した手数料納付書（交換希望による再交付申請をされた方のみ）ご持参の上、申請受付窓口へご来庁ください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録

０３－５４３２－２２３６